

赤旗読者ニュース

北上かわら版

コロナ利用の改憲許されない！

日本共産党、憲法記念日に宣伝

日本共産党は、日本国憲法施行から73回目を迎えた3日、全国・県内各地で、「コロナを利用した安倍改憲は許されない！」などと訴える街頭宣伝を行いました。国会前では「安倍9条改憲NO！全国市民アクション」などが、県内では党県議や各自治体の市議らが、北上市では安徳壽美子、高橋久美子両市議がマイクを握りました。

緊急事態条項は不要

いま、安倍政権は、クルーズ船でのコロナ患者への対応の誤りや、その後の検査・医療体制の遅れなど、自らの責任を棚に上げ、「混迷と遅れが生じた要因は憲法や法律の不備にある」などとして、憲法に緊急事態条項を盛り込む必要性を叫んでいます。この議論は大規模な災害が発生した度に繰り返されてきましたが、コロナでもまたも



街頭から訴える安徳、高橋の両議員。(5月3日北上市内)



改憲問題については、「そもそも日本国憲法は戦前の『緊急権』（戦争・緊急事態）乱用の反省から生まれたもので、災害については災害対策基本法、原発事故には特別措置法、そして新型コロナウイルスやコロナにたいしては感染症法や検疫法などの法律が準備されており、憲法に緊急事態条項を入れたり、あらたな法律をつくる必要はまったくありません。日本共産党は、みなさんと力を合わせてコロナを収束させるために行政による万全な補償体制等をとらせ、命とくらしを守るためにさらにがんばります」などと訴えました。

北上市が「コロナ支援策まとめ」を作成・公表

市は5月8日付けで、「新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの皆様へ」とした市民と事業者向け「まとめ」を作成し公表しました。日本共産党市議団はこうした制度や支援策等の情報提供を当初から求めてきました。その内容をほぼ原文のまま紹介します。

なお、コロナ感染などで働けなくなった人へ傷病手当金を支給する国保の条例改正、同じく肉用牛販売価格低下の影響を受けている肥育農家への支援、そして同じく市税の納入困難とする市民への徴収猶予を行なう条例改正が5月18日、19日市議会へ提案される予定となっていることをお知らせしておきます。

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの皆様へ

支援策の詳細い内容や対象となる条件は、市ホームページを「ご確認ください」。

◎10万円の給付金について

・対象となる方…4月27日時点で北上市に住民登録している全ての方



憲法行動センターと革新懇は3日に盛岡市内で宣伝を行いました。

・支援の内容…1人につき10万円を給付
 ・申請の方法…申請書発送5月中旬、支給5月下旬予定。申請する人は世帯主、申請の方法は①市から郵送される申請書を使い郵送で申請する②インターネットを使って申請する(マイナンバーカードをお持ちの方が対象です)

・問い合わせ先…5月14日までは市役所本庁舎3階商業観光課(電話0197-172-8240)、5月15日からは以下のフリーダイヤル(北上市特別定額給付金事業推進班・0800-1800-8236)

◎子育て世帯への臨時特別給付金

・対象となる方…対象児童について、令和2年4月分(3月分を含む、特別給付以外)の児童手当を受給する方

・支援の内容…対象児童1人につき1万円を給付(6月末から順次給付予定)
 ・申請の方法…申請は必要ありません。公務員の方については別途所属庁から案内があります。

・問合せ先…市役所本庁舎4階 子育て支援課(0197-172-8261)

裏面につづく

◎水道料金等の支払期限の延長

- ・対象となる方：収入が減り、水道料金や下水道料金の支払いが難しい方
- ・支援の内容：支払期限の延長
- ・問合せ先：北上水道お客様センター（電話0197-6417570）

◎家賃について（住居確保給付金）

- ・対象となる方：一定の条件を満たした方で、就労意欲や就労能力がある方。
- ・支援の内容：住居確保給付金（家賃）の支給。支給額の目安は3万1千円〜4万円（世帯構成や収入により調整される場合があります）

・問合せ先：暮らしの自立支援センターきたち（電話0197-7216074）

◎生活福祉資金（緊急小口資金）特別貸付

- ・対象となる方：新型コロナウイルス感染症の影響による休業などで、生活資金にお困りの方。
- ・支援の内容：1世帯につき1回限り、10万円以内の貸付。世帯構成など（例：4人以上の世帯）により、貸付の上限額が増える可能性があります
- ・問合せ先：（社）北上市社会福祉協議会（0197-6412081）

◎売上が減少した場合の市給付金について

【地域中小企業応援給付金】

- ・対象となる方：①市内に住所を有する個人又は本店を有する法人（業種問わず）②直近1か月の売上高が、前年同月と比べて30%以上減少している中小企業③直近1か月の前年同月の売上高が30万円以上ある方 ①②③全てを満たす方。
- ※1年以内の創業者は、別途要件。中小企業者は、持続化給付金との併用はできません。
- ・支援の内容：一事業者につき20万円を給付。小規模企業者は申請5月中旬、支給5月下旬予定。
- ・問合せ先：市役所本庁舎3階商業観光課（電話0197-7218240）

◎家賃補助制度について知りたい。

【地域企業経営継続支援事業費補助金】

- ・対象となる方：①小売業、飲食・宿泊業、サービス業を営む中小企業②直近の1か月の売上高が、前年同月と比べて50%以上減少している方、又は休業要請に応じて今後50%以上の売上減少が見込まれる方。
- ・支援の内容：4月以降の連続する3か月分の事務所・店舗等の家賃の2分の1を補助（1月あたり10万円が上限）申請5月中旬、支給5月下旬予定。
- ・問い合わせ先：市役所本庁舎3階商業観光課（電話0197-7218240）

◎低金利の融資制度について。【若手県

【固定金利】年0.4%以内【変動金利】年0.2%以内 限度額：8000万円、融資期間10年以内、保証料率年0.4% ※若手県の制度融資に、市が利子補給した場合の金利です。

・申請の方法：①市内金融機関へ融資相談をする。②市商業観光課から、売上高減少の認定を受ける。

・問合せ先：市役所本庁舎3階商業観光課（電話0197-7218240）

◎200万円、100万円の給付金について。【持続化給付金】

- ・対象となる方：売上が前年同月比で50%以上減少している方
- ・支援の内容：法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給※昨年1年間の売上からの減少分が上限です。
- 【計算方法】前年の総売上（事業収入）-（前年同月比マイナス50%の売上）×12か月
- ・申請の方法：①WEB上で申請する②窓口（北上商工会議所）で申請する。
- ・問合せ先：経済産業省中小企業金融・給付金相談窓口（電話0570-7831183）

◎休業手当などの支援制度について。【雇用調整助成金】

- ・対象となる方：経済上の理由により事業活動を縮小した事業者のうち、解雇を行わず、休業などで雇用を維持する方。
- ・支援の内容：事業主が負担する休業手当を助成。国からの助成が中小企業10分の9、大企業4分の3、若手県・北上市からの助成は中小企業10分の1以内。
- ・問い合わせ先：国からの助成部分は北上公共職業安定所（ハローワーク）、電話0197-6313314、若手県・北上からの助成部分は市役所本庁舎3階産業雇用支援課（電話0197-7218243）



(チゴユリ)

チゴユリとイカリソウ

どちらも二子・飛勢城公園に咲いていました。

チゴユリは稚児ユリ。稚児とはもともと神社や寺院の祭礼などで飾られる天童（鬼神が子どもになった姿といわれる）のことらしいですが、小さくて可愛い姿から稚児と名付けたと伝えられています。

イカリソウは錨草。錨は船を留め置く際におろす鉄でできたカギ型の錨です。そう言えば似てます。調べてみると、平安初期から江戸末期までの文献にあり、花の形が独特で美しいので鑑賞用として栽培されていました。薬草としても重宝されていたようです。（5月7日 S）



(イカリソウ)